

令和9年度より適用される主な税制改正について（市・県民税）

1. 令和9年度 給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、給与収入金額が220万円以下の方の最低保証控除額が65万円から69万円に引き上げられます。ただし、令和9年度分及び令和10年度分の市・県民税は、最低保証額が5万円加算され、74万円となります。（220万円を超える区分の方の改正はありません。）

改正後の給与所得控除額

給与等の収入金額の合計額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額		
	改正後		改正前
	(令和9・10年度)	(令和11年度以降)	
190万円 以下	74万円	収入金額×30%+8万円 ※69万円未満の場合は69万円	65万円
190万円 超 220万円 以下			収入金額×30%+8万円
220万円 超 360万円 以下	改正なし	改正なし	収入金額×20%+44万円
360万円 超 660万円 以下			収入金額×10%+110万円
660万円 超 850万円 以下			
850万円 超			195万円

2. 家内労働者の事業所得等の所得計算の特例について

給与所得控除の改正に伴い、家内労働者の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する最低保証額が65万円から69万円に引き上げられます。

3. 各種控除等の所得要件の引き上げ

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件額が引き上げられます。

各種所得控除等の改正後の所得要件

給与等の収入金額の合計額	控除額 (給与のみの場合の収入金額)		
	改正後		改正前
	(令和9・10年度)	(令和11年度以降)	
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	62万円 (136万円以下)	62万円 (131万円以下)	58万円 (123万円以下)
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等			
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等			
勤労学生の合計所得金額	89万円 (163万円以下)	89万円 (158万円以下)	85万円 (150万円以下)

これにより、住民税の扶養親族等の範囲、非課税の範囲が以下のように変わります。

給与収入額における扶養親族等の対象及び課税・非課税についての一覧表（令和9・10年度に限る）

給与収入金額（合計所得金額）	配偶者控除・扶養控除の対象	課税・非課税
112万円以下（38万円以下）	対象となる	非課税
136万円以下（62万円以下）	対象となる	課税
136万円超（62万円超）	対象外	課税

（注意）・本表は、収入が給与のみの場合です。（年金や事業所得等がある場合を除く）

・扶養親族がいる場合や、本人が未成年、寡婦、ひとり親、障がい者に該当する場合は、この表は適用されません。【住民税について】をご参照ください。

4. 住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）の延長

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）について、適用期限が5年延長され、令和8年1月1日から令和12年12月31日までの入居者を対象とすることとなりました。

当該期間の入居者に対する控除期間は次のとおりです。

- ・控除期間・・・認定住宅等（注）の新築および認定住宅等の既存住宅の取得の場合は13年、既存住宅の取得の場合は10年です。

（注）認定住宅等とは、認定住宅（認定長期優良住宅・認定炭素住宅）及び一定の省エネ基準を満たす住宅をいいます。詳しくは、国土交通省ホームページ [「住宅ローン減税」](#) をご確認ください。

～よくある質問～

①公的年金の控除額は変更されますか。

変更ありません。給与所得控除のみの変更です。

②住民税の非課税基準は変更されますか。

変更ありません。

南城市の非課税基準については、[【住民税について】](#) を参照してください。

③住民税の基礎控除額は変更されますか。

変更ありません。基礎控除の見直しは所得税のみです。